

# 精神障害者医療費助成事業対象のみなさまへ

「精神障害者医療費助成事業」とは、対象となった方の医療機関等窓口でお支払いされた医療費自己負担額の一部を広陵町が助成する事業です。

「精神障害者医療費助成事業」には、精神障害者医療費助成事業（一般）と精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）と精神障害者医療費助成事業（精神通院）の3事業があります。

## 精神障害者医療費助成各事業概要

事業名	対象者	助成範囲・助成金額	助成方法
精神障害者医療費助成事業 【一般】	次のすべての要件を満たす方  ① 広陵町に住所を有するとみなされる方 ② 精神障害者保健福祉手帳 1・2級をお持ちの方 ③ 国民健康保険、社会保険等に加入されている75歳未満の方 (後期高齢者医療制度加入者は除く) ④ 広陵町福祉医療制度の対象者でない方	すべての診療科における入院・通院等に対して助成  ＜通院の場合＞ 保険適用の自己負担額から、1ヶ月単位で、医療機関ごとに <u>500円</u> の一部負担金を除いた額  ＜入院の場合＞ 保険適用の自己負担額から、1ヶ月単位で、医療機関ごとに <u>1,000円</u> の一部負担金を除いた額 (ただし、2週間未満の入院の場合は、 <u>500円</u> の一部負担金を除いた額)  ＜調剤薬局の場合＞ 保険適用の自己負担額  ※総合病院の場合は診療科（医科と歯科）ごとに一部負担金が発生します。 ※同じ診療科で同月に入院と通院が発生した場合もそれぞれ一部負担金が発生します。	■奈良県内の医療機関で受診■ ① 医療機関等窓口で「マイナ保険証または資格確認書」と「精神障害者医療費受給資格証」を提示し、ご自身の健康保険等の自己負担額（1～3割）をお支払いください。 ※自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けておられる方は、指定医療機関で受診される際は、必ず「自立支援医療受給者証」と「自己負担額上限管理表」を提示してください。 ② 医療機関等から届く受診データに基づき、2～3ヶ月後に、一部負担金を差し引いた額を自動的に、当初申請時に指定いただいた口座へ振込みます。 ■奈良県外の医療機関で受診■ ① 医療機関等窓口で「マイナ保険証または資格確認書」を提示し、ご自身の健康保険等の自己負担額（1～3割）をお支払いください。 ※自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けておられる方は、指定医療機関で受診される際は、必ず「自立支援医療受給者証」と「自己負担額上限管理表」を提示してください。 ② 保険年金課へ「健康保険等の資格情報のお知らせまたは資格確認書」「精神障害者医療費受給資格証」「領収書」を持参のうえ、助成金の支給を申請することで当初申請時に指定いただいた口座へ振込みます。
精神障害者医療費助成事業 【後期高齢者】	次のすべての要件を満たす方  ① 広陵町に住所を有するとみなされる方 ② 精神障害者保健福祉手帳 1・2級をお持ちの方 ③ 後期高齢者医療制度に加入されている方 ④ 広陵町福祉医療制度の対象者でない方	すべての診療科における入院・通院等に対して助成  ＜通院の場合＞ 保険適用の自己負担額から、1ヶ月単位で、医療機関ごとに <u>500円</u> の一部負担金を除いた額  ＜入院の場合＞ 保険適用の自己負担額から、1ヶ月単位で、医療機関ごとに <u>1,000円</u> の一部負担金を除いた額 (ただし、2週間未満の入院の場合は、 <u>500円</u> の一部負担金を除いた額)  ＜調剤薬局の場合＞ 保険適用の自己負担額  ※総合病院の場合は診療科（医科と歯科）ごとに一部負担金が発生します。 ※同じ診療科で同月に入院と通院が発生した場合もそれぞれ一部負担金が発生します。	① 医療機関等窓口で「マイナ保険証または資格確認書」を提示し、ご自身の健康保険等の自己負担額（1～3割）をお支払いください。 ※自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けておられる方は、指定医療機関で受診される際は、必ず「自立支援医療受給者証」と「自己負担額上限管理表」を提示してください。 ② 医療機関等から届く受診データに基づき、3～4ヶ月後に、一部負担金を差し引いた額を自動的に、当初申請時に指定いただいた口座へ振込みます。
精神障害者医療費助成事業 【精神通院】	次のすべての要件を満たす方  ① 広陵町に住所を有するとみなされる方 ② 自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けている方 ③ 国民健康保険、後期高齢者医療、社会保険等に加入されている方 ④ 広陵町福祉医療制度の対象者でない方  ※健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者は所得制限があります。 ※自立支援受給者証（精神通院）に記載されている保険の種別が社保本人の方については対象外となります。	認定された自立支援医療（精神通院医療）において指定した医療機関等への精神としての診療分のみ助成（入院は対象外です。）  指定した医療機関等に精神分として支払った自己負担額の1ヶ月の合計から <u>500円</u> の一部負担金を除いた額	① 医療機関等窓口で「マイナ保険証または資格確認書」と「自立支援医療受給者証（精神医療）」と「自己負担額上限管理表」を提示してください。 ② 医療機関等の会計時には、1割の自己負担額をお支払いください。 ③ 社会福祉課へ「領収書」「上限管理票」「通帳」「自立支援医療受給者証（精神通院）」等を持参のうえ、助成金の支給を申請することで指定いただいた口座へ申請日翌月末頃に振り込みます。

## 精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者）認定申請 持参必要書類

- ① 1・2級の精神障害者保健福祉手帳
- ② 対象者の健康保険等の資格情報のお知らせまたは資格確認書
- ③ 対象者の振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）
- ④ 対象者及び扶養義務者の課税証明書  
※広陵町で所得が確認できる方は課税証明書の添付は不要です。  
※広陵町で所得の申告が未申告の方が多い場合は、収入の有無にかかわらず申告が必要となります。  
※1月～7月までの期間での認定には、前年度課税証明書（前々年の所得にかかる証明）が必要です。  
8月～12月までの期間での認定には、今年度課税証明書（前年の所得にかかる証明）が必要です。
- \* 扶養義務者とは民法上の扶養義務者（曾祖父母・祖父母・父母・配偶者・兄弟姉妹・子・孫・曾孫）かつ、同じ住所の方、または民法上の扶養義務者で、かつ、別住所の健康保険の被保険者・税法上の扶養者のことです。
- \* 精神障害者保健福祉手帳の認定については、[社会福祉課](#)へお問い合わせください。

### 精神障害者医療費助成事業（精神通院）の受給要件の確認について

助成金の支給申請を行っていただく際に受給要件があるかどうかを、その都度確認します。

\* 自立支援医療受給者証（精神通院）の認定については、別制度となります。詳細は[社会福祉課](#)へお問い合わせください。

### その他 注意事項

- ・精神障害者医療費助成事業（一般）の方は、精神障害者医療費受給資格者証を医療機関等窓口で提示されないと、医療機関等で精神障害者医療費助成事業の資格の確認ができないため、自動的に助成金を振り込むことができませんのでご注意ください。
- ・精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者・精神通院）の方は、予防接種や健康診断、入院時の食事代等の保険診療の対象となる医療費は助成対象外です。
- ・精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者・精神通院）の各事業を併合受給はできません。また、精神障害者医療費助成各事業と、福祉医療制度とも併合受給はできません。
- ・精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者）を受給する場合も、原則、国の制度である自立支援医療（精神通院医療）の認定を先に受けさせていただきます。従来どおり指定医療期間においては自立支援医療費受給者証も併せてご提示ください。
- ・精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者）の受給資格の有効期限は、精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとなります。精神障害者保健福祉手帳の有効期限の更新については、精神障害者保健福祉手帳の有効期限3ヶ月前から手続きが可能です。
- ・受給資格の有効期限内に、認定申請事等にお届けされた内容（住所、加入されている健康保険、精神障害者保健福祉手帳の等級、振込口座、所得内容等）に変更が生じましたら、必ず「変更になった事実が確認できるもの」等※1を持参の上、[保険年金課](#)にて申請を行ってください。  
※1 例)
  - ・新しく加入された健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書
  - ・等級が変更された精神障害者保健福祉手帳
  - ・変更された振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）
  - ・所得の内容がわかるもの等
- ・上記に記載されている手続きの他、高額療養費や高額介護合算に該当する場合など、その都度ご連絡させていただき、お手続きにお越しいただく場合があります。
- ・所得の申告は、収入の有無にかかわらず必ず行ってください。（申告がされていない場合、認定ができないことがあります。）

### 問い合わせ先

<精神障害者医療費助成事業（一般）と精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）について>

広陵町 住民環境部 保険年金課 福祉医療係

TEL：0745-55-1001（代表）

<精神障害者医療費助成事業（精神通院）について>

広陵町 けんこう福祉部 社会福祉課

TEL：0745-55-6771（直通）